

■ 第3回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和元年8月9日（金）

会 場：新潟労働局 2F 会議室

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者側委員の梅野委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴者及び報道関係の方がおられます。

今後の議事の進行については、会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（会 長）

それでは議事に入ります。

新潟県最低賃金額の改正につきまして、専門部会の審議経過を部会長から報告していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（部会長）

それでは、専門部会の部会長を務めさせていただきました長谷川からご報告いたします。

内容につきましては、お手元にお配りしました報告書をご覧ください。時間の関係もございしますので、要点のみの説明とさせていただきます。

令和元年度の新潟県最低賃金額の改定につきましては、新潟県最低賃金審議会専門部会において、8月2日から合計3回の会議を開催し、労使双方からそれぞれが主張する改定額の根拠等について、互いに真摯な議論を展開され審議を尽くしてきたところです。

まず、労働者側委員からは①労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない労働者には、法定最低賃金の引き上げが大きな意味を持っていること。②新潟県最低賃金は、現在の全国平均に比べて71円もの開きがあり、関東甲信、北陸三県と比較しても最低の状況にある。新潟県内の労働力確保及び人口流出に歯止めをかけるためにも、これ以上格差が広がらないよう最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げることが重要である。③働き方改革関連法が施行され、同一企業内において、正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差を設けることが禁止されることになるが、最低賃金に近い金額で働いている人たちの多くは、いわゆる非正規労働者とよばれる方々で、諸事情でフルタイム労働が困難な人たちが、仕事内容ではなく雇用形態の違いにより低賃金で雇用されており、雇用者間格差の是正、非正規労働者の処遇改善が必要であること。

以上により、Cランクの目安金額を尊重しつつ新潟県の実情を勘案し、32円引き上げて835円とすることが望ましいと主張した。

その後の議論、個別折衝を重ねた結果、最終的に27円の引き上げを主張した。

これに対して、使用者側委員からは新潟県の経済状況は、回復の動きに足踏みが見られるとされており、県内経済の落ち込みが示されている。最低賃金の改定にあたっては「法の三要素」にしたがって判断すべきである。

①まず労働者の生計費については、新潟県の消費者物価指数を見ると、食料品（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合指数は 100.2 で前年と同水準となっており、極めて安定して推移していることから、生計費において労働者の負担が増えているとは考えられないので、賃金は上げる必要はないこと。②また、賃金については、賃金改定状況調査の第 4 表から、C ランクの賃金上昇率は 1.1% であることから、プラス 9 円という金額が最低賃金法に沿った引き上げ額であること。③さらに、支払能力については、C ランクでは人手不足の中で、賃金引き上げが迫られている状況下にあるが、約 30 パーセントの事業所が賃金改定をしない、または賃金を逆に引き下げたとしており、すでに支払い能力が限界に達していることを示していること。

以上から、新潟県の最低賃金については、9 円引き上げて 812 円とすべきと主張した。その後の議論、個別折衝を重ねた結果、最終的に目安通りの 26 円の引き上げを主張した。

なお、専門部会報告をまとめるにあたり、使用者側から以下の 2 点について主張があった。

1. 県最低賃金発効日については、企業経営の運営を踏まえ 4 月 1 日にすること。
2. 中央が提示する目安額については、合理的な根拠を示すこと。

以上の通り、専門部会においては全会一致による答申に向けて努力してきたものの、最終的な合意には至らなかったところです。このため、公益委員による話し合いを持ち、公益委員見解を提示したものが、5 ページに記載したものです。ご覧ください。

簡潔に説明いたしますと、新潟県内の経営状況、成長戦略に関する政府方針、法に定める三要素に関する各種統計データ、新潟県における春闘における賃金の改定状況、地域間格差の是正および非正規労働者の賃金改善の必要性などを踏まえたうえで、中央最低賃金審議会の示した目安及び労使双方の意見を総合的に勘案し、地域間格差が広がらないよう配慮する必要があること及び影響率の差が、0.1 ポイント未満であること等から、新潟県最低賃金額改定を 27 円引き上げ 830 円とすることが適当であると判断したところです。

労働局においては、最低賃金の周知と、最低賃金履行確保に向けた指導監督、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援をお願いするところです。

労使双方が真摯な姿勢で臨まれ、全会一致に向けて歩み寄ろうと努力され、極めて建設的な議論を行うことができたことを感謝申し上げるとともに公益委員見解に賛成されることを切に希望し、私からの報告といたします。

(会 長)

長谷川部会長、ご報告ありがとうございました。

それでは、新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書について、事務局から報告をお願いいたします。

(賃金室長)

今ほどご報告がありましたが、お手元にある新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書のと

おりです。ご確認いただきたいと思います。なお、専門部会では全会一致に至りませんでしたので、本審議会において、改めて議決していただくことになります。

(会 長)

ただいま部会長から報告を受けました。専門部会では全会一致に至りませんでした。専門部会の報告のとおり、新潟県最低賃金を改正することにつきましては、当審議会でも改めて議決をしたいと思いますが、ただいまの報告についてご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声)

(会 長)

よろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。部会長報告のとおり、最低賃金の改正につきまして採決を行います。

まずは、部会長報告のとおり引き上げることに對して、賛成の方は挙手をお願いいたします。事務局、確認してください。

(事務局)

8名です。

(会 長)

それでは、部会報告のとおりに引き上げることに對して、反対の方は挙手をお願いいたします。

事務局お願いします。

(事務局)

反対5名です。

(会 長)

採決の結果、賛成8人、反対5人で、賛成多数によりまして、専門部会報告のとおり決定いたします。それでは答申したいと思いますので、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

(事務局)

それでは少しお時間をいただきたいと思います。

(会 長)

よろしいでしょうか。それでは答申文を事務局から読み上げていただきます。

(事務局)

令和元年8月9日

新潟労働局長

奥村 伸人殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井 雅人

新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月2日付、新労発基 0702 第3号をもって貴職から諮問のあった表記について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータで比較したところ、平成29年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額778円）は平成29年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 新潟県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間830円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、法定通り。

別紙2

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額778円
- (3) 発 効 日 平成29年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 12歳から19歳、単身世帯者
- (2) 対象年度 平成29年度
- (3) 生活保護水準（平成29年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内の人口過重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万5,660円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に挙げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に挙げる金額とを比較すると、新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(会 長)

ただいま読み上げましたとおり答申いたします。

では、答申いたします。

(労働局長)

どうもありがとうございます。

ただいま、答申をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方にはご多忙のところ、真摯にかつ慎重にご審議いただき、深く感謝申し上げる次第です。今後は、この答申を受けまして、異議申し立ての手続きなど所要の手続を経て、新潟県の最低賃金を決定していくこととなります。

新潟労働局といたしましては、改正される最低賃金の周知と遵守の徹底を図って参ります。また、新潟県最低賃金の引き上げにより、大きな影響を受けるであろう中小企業への支援を行うことも重要でございます。そのためにも、中小企業事業者に対する業務改善助成金、あるいは相談、個別の指導等を通じまして、支援に力を注いで参ります。

本日は大変ありがとうございました。

(会 長)

それでは以上をもちまして、新潟県最低賃金を局長に答申いたしました。関係委員各位のご苦勞に感謝いたします。

これで議事がすべて終了いたしました。最後に議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申をいただきましたので、本日から8月26日(月)までの異議申し立ての期間を経た後に、8月27日(火)午後1時30分から開催予定の第4回本審議会で、申し立てのあった異議の取扱いについてご審議いただくこととなります。なお、8月27日の審議の後、官報公示を行い10月6日の発効予定となります。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして、第3回最低賃金審議会を終了いたします。

それでは、次回、8月27日(水)午後1時半からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまです。ありがとうございました。